

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	中国財務局長	
【提出日】	平成27年11月9日	
【会社名】	タツモ株式会社	
【英訳名】	TAZMO CO.,LTD.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 池田 俊夫	
【本店の所在の場所】	岡山県井原市木之子町6186番地	
【電話番号】	0866-62-0923（代表）	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 亀山 重夫	
【最寄りの連絡場所】	岡山県井原市木之子町6186番地	
【電話番号】	0866-62-0923（代表）	
【事務連絡者氏名】	常務取締役管理本部長 亀山 重夫	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	408,400,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）	

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	400,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1 平成27年11月9日開催の取締役会決議によります。

2 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	400,000株	408,400,000	204,200,000
一般募集	-	-	-
計（総発行株式）	400,000株	408,400,000	204,200,000

(注) 1 本募集は、弘塑科技股份有限公司（以下「弘塑科技」といいます。）に対する第三者割当（以下「本第三者割当増資」といいます。）の方法によります。

2 発行価額の総額は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額の総額です。

3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

4 別段の記載がある場合を除き、本有価証券届出書に記載の「NTD」は中華民国の法定通貨である台湾ドルを指し、本有価証券届出書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1台湾ドル=3.72円の換算率（平成27年10月30日に株式会社三菱東京UFJ銀行が発表した対顧客電信売・買相場（参考為替相場）の仲値）により計算されています（以下同じ。）。また、本有価証券届出書の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しません（以下同じ。）。

(2)【募集の条件】

発行価格（円）	資本組入額（円）	申込株数単位	申込期間	申込証拠金（円）	払込期日
1,021	510.5	100株	平成27年11月30日	-	平成27年11月30日

(注) 1 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額です。

3 資本組入額は、会社法上の増加する資本金の額です。

4 申込みの方法は、割当予定先との間で本有価証券届出書の効力発生後、総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

5 払込期日までに本第三者割当増資の割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合には本第三者割当増資は行われないことになります。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
タツモ株式会社	岡山県井原市木之子町6186番地

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
中国銀行株式会社 井原支店	岡山県井原市井原町176番地 5

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
408,400,000	29,000,000	379,400,000

(注) 1 新規発行による手取金の使途とは、本第三者割当増資による手取金の使途であり、発行諸費用の概算額とは本第三者割当増資に係る諸費用の概算額です。

2 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

3 発行諸費用の概算額の内訳は、登記に係る登録免許税 3 百万円、弁護士費用 6 百万円、ファイナンシャル・アドバイザー費用 20 百万円の合計額であります。

(2) 【手取金の使途】

具体的な資金使途	金額（円）	支出予定時期
半導体製造装置開発（注）1	210,000,000	平成28年1月～平成29年12月
分散型無機EL開発（注）2	91,000,000	平成28年1月～平成28年12月
液晶製造装置開発（注）3	52,000,000	平成28年1月～平成28年12月
産業用ロボット開発等（注）4	20,000,000	平成28年1月～平成28年12月

(注) 1 半導体製造装置の製造に関し、他社と差別化を図り優位性を確立するため、半導体製造工程におけるウェハ仮接合のための新規装置の開発等に充当する予定です。

2 当社はプロセス機器事業の新規分野として分散型無機EL照明に注力しており、その性能向上のための開発等に充当する予定です。

3 液晶製造装置に関し、他社と差別化を図り、優位性を確立するため、塗布技術の開発に充当する予定です。

4 半導体製造工程間のウェハを搬送させる産業用ロボットの性能向上のための開発等に充当する予定です。

5 調達資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

第2 【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要

名称	弘塑科技股份有限公司	
本店の所在地	中華民国新竹市香山区中華路六段89号	
代表者の役職及び氏名	董事長・張鴻泰	
国内の主たる事務所の責任者の氏名及び連絡先	該当事項はありません。	
資本金	246,838千NTD（918,237千円）	
事業の内容	電子と半導体生産設備の製造・メンテナンス事業	
主たる出資者及びその出資比率	張鴻泰	23.89%
	普嘉投資股份有限公司	3.40%
	佳霖科技股份有限公司	3.37%
	中國信託人壽保險股份有限公司	3.31%
	群呈科技股份有限公司	2.20%

（注） 割当予定先の概要は、平成27年11月1日現在におけるものです。

b 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術又は取引関係	割当予定先に対して当社の製品を販売しています。

（注） 提出者と割当予定先との間の関係は、平成27年11月1日現在におけるものです。

c 割当予定先の選定理由

当社は、主に半導体関連機器、液晶製造装置、精密金型及び樹脂成形品の製造及び販売を行っております。

近年の液晶業界におきましては、テレビなどの大型パネル用途では設備投資が縮小しておりますが、半導体業界におきましては、携帯端末や自動車向けの需要が比較的堅調に推移しております。

当社においては、前連結会計年度において策定した再建計画に基づき、収益性の改善を図るとともに、顧客ニーズに対応した装置の開発と新規の顧客獲得のため、積極的に営業活動を展開してきました。また、当社は投資有価証券などを中心に非事業用資産を売却し資金化を進めてまいりました。

一方、弘塑科技は、台湾の上場企業であり、主に半導体後工程の製造装置を製造販売しており、半導体後工程受託業界における世界シェア上位3社に対し大きな実績を有しております。当該市場は、半導体市場全般と比べて約2倍の成長率であり、その主戦場となっているのは台湾であります。

このような状況のなか、弊社のコンサルタントであるファイナンシャル・アドバイザーより紹介を受け、弘塑科技と台湾・中国における事業展開など意見を交わし、当社の半導体・液晶関連の製造分野における独自の技術と弘塑科技の営業的強みを生かし、主に台湾での協業などによる事業の拡大を図ることを目的として業務提携（以下「本業務提携」といいます。）することとしました。本業務提携により台湾・中国における販売力の強化、保守サービスの強化及び現地対応力の強化を図ることができるものと考えております。

また、近時では顧客ユーザーより高品質な製品及び新技術の提供を求められており、独自の技術の充実を図り、期待に応える必要が出てまいりました。しかし、当社は前連結会計年度まで4期連続で営業損失を計上しており、その資金を借入金により調達するには限界があり、本業務提携と併せて、本第三者割当増資を当社より弘塑科技へ申し出ました。それにより、弘塑科技より当社の事業及び経営に対して理解をして頂き、出資の賛同を得る事になりました。本第三者割当増資によって資金を調達し、研究開発を推し進めることは、技術力の強化及び当社の財政状態の安定化を図るものとなります。さらに弘塑科技とパートナー関係強化を図ることは、当社の売上及び利益の増加につながるものと判断したため、弘塑科技を割当予定先として選定いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

当社普通株式400,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先からは、割当する株式の保有方針について、本第三者割当増資及び本業務提携の下、中期的に継続して保有する意向である旨の報告を受けております。なお、当社は割当予定先が、払込期日から2年以内に当該株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちにその内容を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること及び当該内容が公衆の縦覧に供されることに同意する旨の確約書を割当予定先から受領する予定です。

f 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先より、本第三者割当増資の払込みは十分に可能である旨の書面での確約及び、必要な資金の確保についても支障が無い旨の書面での報告を受けております。

また、割当予定先の財務諸表（平成26年12月31日付）の入手、財務状況等の確認の実施、調査会社のレポート及び同社の直近の銀行残高証明書（平成27年10月30日付）を確認した結果、本第三者割当増資に関して同社による拠出が必要となる資金の確保について問題はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

当社は、過去の新聞記事、調査会社のレポート、インターネット等のメディア掲載情報を検索して確認するとともに、割当予定先へのヒアリングにより、割当予定先ならびに割当予定先の役員及び主要株主（以下「割当予定先等」といいます。）が暴力又は威力を用い、詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他の団体（以下「特定団体等」といいます。）ではなく、割当予定先等が特定団体等と何らかの関係を有していないことを確認しております。さらに当社は、割当予定先等が特定団体等とは一切関係がないことを確認した旨の確認書を東京証券取引所に提出しています。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本第三者割当増資の発行価額につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）である平成27年11月9日の直前営業日である平成27年11月6日の東京証券取引所における当社普通株式の終値に対し10%のディスカウントとなる1,021円（円未満切上げ）といたしました。

本取締役会決議日の直前営業日の終値を発行価額の基準とした理由は、上場株式の公正な価格を算定する際には、株価操作を目的とする不正な手段を用いた取引がなされた場合や、株式市場全体が不安定な値動きをしている場合や、当該株式の市場価格が算定直前のある一定の時期に当該上場会社の業績等に関係なく大きく変動している場合など、通常の形態の取引以外の要因によって市場価格が影響され、それが企業の客観的価値を反映しないなどの特段の事由のない限り、算定時に最も近い時点の市場価格を算定の基礎に用いることが相当とされているところ、当社の株価については、かかる特段の事由も見出せず、現在の株価は通常の形態の取引によって形成された市場価格であり、したがって、算定時に最も近い時点の市場価格である本取締役会決議日の直前営業日の終値が、当社株式の公正な価格を現時点において算定するにあたり基礎とすべき価格であると判断したからであります。また、本取締役会決議日の直前営業日の終値より10%ディスカウントした理由は、当社の直近の業績において、売上高は回復基調にあるものの、利益は依然として回復できていないこと及び、今回の第三者割当は、本業務提携に伴って中期的に保有することが前提とされており、株価下落リスクを考慮する必要があることを理由に、弘塑科技から相応のディスカウントが必要である旨の要請を受けたことから、同社と協議を重ねる一方で、当社の発行済株式総数と第三者割当により発行される新株式数、当社の資金調達や弘塑科技との業務提携の必要性等を考慮した結果、発行価額は本取締役会決議日の直前営業日の終値より10%のディスカウントが相当であると決定したからであります。

なお、この発行価額は、本取締役会決議日の直前1ヶ月間（平成27年10月9日から平成27年11月8日まで）の終値の平均値である1,158円（円未満切捨）に対しては11.83%のディスカウント、同直前3ヶ月間（平成27年8月9日から平成27年11月8日まで）の終値の平均値である1,098円（円未満切捨）に対しては7.01%のディスカウント、同直前6ヶ月間（平成27年5月9日から平成27年11月8日まで）の終値の平均値である1,105円（円未満切捨）に対しては、7.60%のディスカウントとなります。

以上により当社は、本第三者割当増資の発行価額は、本取締役会決議日の直前営業日の終値及び本取締役会決議日の直前営業日から遡る直近3ヶ月、6ヶ月のいずれの平均株価に対しても0.9を乗じた額以上の価額であること

から、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして、会社法第199条第3項に規定されている特に有利な金額には該当していないと判断しております。

なお、平成27年11月9日開催の上記取締役会に出席した、社外取締役1名及び監査役3名（うち社外監査役2名）を含む取締役及び監査役の全員が、上記算定根拠による発行価額の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準とし、かつ日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して決定されたものであり、本第三者割当増資及び本業務提携の内容、当社を取り巻く事業環境、直近の当社の業績動向、当社の株価変動等を総合的に勘案して、特に有利な発行価額には該当せず適法である旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

当社の平成27年11月6日現在の発行済株式総数3,405,900株（総議決権数34,049個）に対して、本第三者割当増資により発行される株式数は400,000株（議決権数4,000個）であり、発行済株式総数に対して11.74%（総議決権数における割合は11.75%）の希薄化が生じます。

しかしながら、本第三者割当増資及び本業務提携により、弘塑科技とパートナー関係強化を図ることは、当社の売上及び利益の増加等につながり、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと考えているため、本第三者割当増資による発行数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断いたしました。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数 に対する所有議決権数 の割合 (%)	割当後の所有 株式数 (株)	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合(%)
株式会社大江屋	岡山県井原市井原町1247番地	745,000	21.92	745,000	19.58
弘塑科技股份有限公司	中華民国新竹市香山区中華路六段89号	-	-	400,000	10.51
東京応化工業株式会社	川崎市中原区中丸子150番地	360,000	10.59	360,000	9.46
タツモ従業員持株会	岡山県井原市木之子町6186番地	160,600	4.73	160,600	4.22
中銀リース株式会社	岡山市北区丸の内一丁目14番17号	101,500	2.99	101,500	2.67
鳥越 琢史	岡山県井原市	85,000	2.50	85,000	2.23
株式会社中国銀行 (常任代理人 資産管理サー ビス信託銀行株式会社)	岡山市北区丸の内一丁目15番20号 (東京都中央区晴海一丁目8番12 号)	74,500	2.19	74,500	1.96
鳥越 紀男	岡山県井原市	70,000	2.06	70,000	1.84
中銀カード株式会社	岡山市北区柳町二丁目11番23号	60,000	1.77	60,000	1.58
中銀保証株式会社	岡山市北区丸の内二丁目10番17号	60,000	1.77	60,000	1.58
計	-	1,716,600	50.50	2,116,600	55.63

(注) 1 「所有株式数」及び「総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。

2 上記のほか、当社は平成27年6月30日現在で、500株を自己株式として所有しております。

3 「割当後の所有株式数」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」については、平成27年6月30日現在の株主名簿を基準として、本第三者割当増資による異動を考慮したものです。また、割当後の総議決権数に対する所有議決権の割合には平成27年7月1日以降に行使された新株予約権の行使により増加した議決権の増加分を考慮しております。

4 「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は小数点以下第3位を四捨五入して記載しております。

6【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

7【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

8【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」に掲げた第43期有価証券報告書及び第44期第2四半期報告書（以下「有価証券報告書」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日現在までの間において生じた変更、その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在においても変更の必要はないと判断しております。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部 組込情報」に掲げた第43期有価証券報告書の提出日以後、本有価証券届出書提出日現在までに、以下の臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

（平成27年3月31日提出の臨時報告書）

1 提出理由

当社は、平成27年3月27日開催の当社第43回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成27年3月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 取締役6名選任の件

取締役として、池田俊夫、亀山重夫、藤原壽太郎、上田修治、河上賢二及び大山邦雄を選任するものであります。

第2号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役に対し、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法については取締役会に一任する。

第3号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

退任監査役に対し、退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期、方法については監査役の協議に一任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果 （賛成の割合）
第1号議案					
池田 俊夫	12,313	1,209	8,300	(注) 1	可決（55.79%）
亀山 重夫	12,417	1,105	8,300		可決（56.26%）
藤原 壽太郎	12,410	1,112	8,300		可決（56.23%）
上田 修治	12,410	1,112	8,300		可決（56.23%）
河上 賢二	12,407	1,115	8,300		可決（56.22%）
大山 邦雄	12,390	1,132	8,300		可決（56.14%）
第2号議案	12,259	1,265	8,300	(注) 2	可決（55.55%）
第3号議案	12,259	1,265	8,300	(注) 2	可決（55.55%）

(注) 1．議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

2．出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び本総会当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものの集計により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち賛成、反対及び棄権の確認が出来ない一部の株主の議決権数は加算しておりません。

(平成27年7月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1．特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 大連龍雲電子部件有限公司
住所 : 中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟
代表者の氏名 : 董事長 亀山 重夫
資本金 : 3,000千米ドル（平成27年6月30日現在）
事業の内容 : 樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数
異動前：3,000米ドル
異動後： - 米ドル
総株主等の議決権に対する割合
異動前：100.0%
異動後： - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

異動の年月日：今後、現地の法令に従って解散及び清算の手続きを開始いたしますが、清算終了の具体的時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、解散の日程は下記のとおりであります。

- (1) 平成27年7月13日 当社取締役会による解散決議
- (2) 平成27年7月13日 当該子会社董事会による解散決議
- (3) 平成27年8月31日 生産活動中止、上海にて生産開始

2. 当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年7月13日

(2) 当該事象の内容

大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該子会社の清算に伴う影響は、連結業績では従業員退職金等で約57百万円、単体業績では従業員退職金、子会社整理損他で約94百万円を平成27年12月期において特別損失として計上する見込みであります。

（平成27年7月17日提出の臨時報告書）

1 提出理由

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：大連龍雲電子部件有限公司
住所：中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟
代表者の氏名：董事長 亀山 重夫
資本金：3,000千円（平成27年6月30日現在）
事業の内容：樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：3,000千円

異動後： - 千円

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後： - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

異動の年月日：今後、現地の法令に従って解散及び清算の手続きを開始いたしますが、清算終了の具体的時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、解散の日程は下記のとおりであります。

- (1) 平成27年7月13日 当社取締役会による解散決議
- (2) 平成27年7月13日 当該子会社董事会による解散決議
- (3) 平成27年8月31日 生産活動中止、上海にて生産開始

2. 当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年7月13日

(2) 当該事象の内容

大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該子会社の清算に伴う影響は、連結業績では従業員退職金等で約57百万円、単体業績では従業員退職金、子会社整理損他で約94百万円を平成27年12月期において特別損失として計上する見込みであります。

(平成27年7月17日提出の臨時報告書)

1 提出理由

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

1. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称：大連龍雲電子部件有限公司
住所：中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟
代表者の氏名：董事長 亀山 重夫
資本金：3,000千円（平成27年6月30日現在）
事業の内容：樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：3,000千円

異動後： - 千円

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後： - %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

異動の理由：大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

異動の年月日：今後、現地の法令に従って解散及び清算の手続きを開始いたしますが、清算終了の具体的時期につきましては、現時点において未定であります。

なお、解散の日程は下記のとおりであります。

- (1) 平成27年 7月13日 当社取締役会による解散決議
- (2) 平成27年 7月13日 当該子会社董事会による解散決議
- (3) 平成27年 8月31日 生産活動中止、上海にて生産開始

2. 当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生年月日

平成27年 7月13日

(2) 当該事象の内容

大連龍雲電子部件有限公司は、当社の金型・樹脂成型事業における中国の東北・河北地方のユーザーに対応するため平成18年11月に設立され、現在に至るまで営業活動を営んでまいりましたが、近年の厳しい経営環境下において低迷している業績動向を踏まえ、中国における金型・樹脂成型事業の再編が必要と判断し、事業の効率化の観点から同社の解散及び清算を決定いたしました。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該子会社の清算に伴う影響は、連結業績では従業員退職金他で約57百万円、単体業績では従業員退職金、子会社整理損他で約94百万円を平成27年12月期において特別損失として計上する見込みであります。

（平成27年 8月 3日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年 7月17日付で、提出会社の特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたため、臨時報告書を提出いたしました。記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正事項 1

1 [提出理由]

訂正事項 2

2 [報告内容]

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

訂正箇所 1

（訂正前）

1 [提出理由]

平成27年 7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

1 [提出理由]

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

訂正箇所2

（訂正前）

2 [報告内容]

2．当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号）に基づく報告

（訂正後）

2 [報告内容]

2．当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号）に基づく報告

（平成27年8月3日提出の臨時報告書の訂正報告書）

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年7月17日付で、提出会社の特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたため、臨時報告書を提出いたしましたが、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正事項1

1 [提出理由]

訂正事項2

2 [報告内容]

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

訂正箇所1

（訂正前）

1 [提出理由]

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状況、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

（訂正後）

1 [提出理由]

平成27年7月13日開催の当社取締役会において、連結子会社である大連龍雲電子部件有限公司（特定子会社）の解散及び清算することを決議しました。これにより、当社の特定子会社の異動並びに当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

訂正箇所 2

(訂正前)

2 [報告内容]

2. 当社及び連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(訂正後)

2 [報告内容]

2. 当社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに著しい影響を与える事象（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号に基づく報告）

(平成27年8月3日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年7月17日付で特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象について臨時報告書を提出いたしました。本件につきましては企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づく臨時報告書の提出を要する金額を下回っていたため、当該臨時報告書を取り下げるものであります。

2 訂正事項

平成27年7月17日付提出 臨時報告書の前範囲

3 訂正内容

当該臨時報告書の取り下げ。

(平成27年11月4日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年7月17日付で、提出会社の特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたため、臨時報告書を提出し、平成27年8月3日付で、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

別の箇所でも記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正事項

2 [報告内容]

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

訂正箇所

(訂正前)

2 [提出内容]

1. 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 大連龍雲電子部件有限公司

住所 : 中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟

代表者の氏名 : 董事長 亀山 重夫

資本金 : 3,000千円ドル（平成27年6月30日現在）

事業の内容 : 樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：3,000米ドル

異動後： - 米ドル

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後： - %

(訂正後)

2 [提出内容]

1 . 特定子会社の異動(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 大連龍雲電子部件有限公司

住所 : 中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号

紅星工業園小区2号棟

代表者の氏名: 董事長 亀山 重夫

資本金 : 3,000千米ドル(平成27年6月30日現在)

事業の内容 : 樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前：3,000,000

異動後： -

総株主等の議決権に対する割合

異動前：100.0%

異動後： - %

(平成27年11月4日提出の臨時報告書の訂正報告書)

1 臨時報告書の訂正報告書の提出理由

平成27年7月17日付で、提出会社の特定子会社の異動並びに財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が生じたため、臨時報告書を提出し、平成27年8月3日付で、記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、臨時報告書の訂正報告書を提出いたしました。

別の箇所でも記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 訂正事項

訂正事項

2 [報告内容]

3 訂正内容

訂正箇所は_____を付して表示しております。

訂正箇所

(訂正前)

2 [提出内容]

1 . 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 大連龍雲電子部件有限公司
住所 : 中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟
代表者の氏名 : 董事長 亀山 重夫
資本金 : 3,000千円ドル（平成27年6月30日現在）
事業の内容 : 樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 3,000米ドル

異動後 : - 米ドル

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : - %

(訂正後)

2 [提出内容]

1 . 特定子会社の異動（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告）

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金及び事業の内容

名称 : 大連龍雲電子部件有限公司
住所 : 中国遼寧省大連経済技術開発区東北大街80号
紅星工業園小区2号棟
代表者の氏名 : 董事長 亀山 重夫
資本金 : 3,000千円ドル（平成27年6月30日現在）
事業の内容 : 樹脂成型品の製造及び販売

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数

異動前 : 3,000,000

異動後 : -

総株主等の議決権に対する割合

異動前 : 100.0%

異動後 : - %

第3 資本金の増減について

後記「第四部 組込情報」の第43期有価証券報告書に記載された資本金及び資本準備金は、当該有価証券報告書の提出日以後本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり変化しております。

年月日	資本金		資本準備金	
	増減額（千円）	残高（千円）	増減額（千円）	残高（千円）
平成27年3月30日～ 平成27年11月9日	4,623	1,399,863	4,623	1,914,021

（注） 新株予約権の権利行使による増加であります。

第4 最近の業績の概要

第44期第3四半期（自平成27年7月1日 至平成27年9月30日）における売上高の概算見込みは、9,280百万円です。なお、当概算見込みは、決算処理前の暫定の数値であり、精査によっては変動する可能性があります。また、金融商品取引法に基づく監査法人の四半期レビュー手続きを終了していないため、四半期レビュー報告書は受領していません。

また、売上高以外の指標は、本有価証券届出書提出時点で精査中であり、記載すると却って投資家の投資判断を誤らせる恐れがあるため、記載していません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第43期)	自 至	平成26年1月1日 平成26年12月31日	平成27年3月30日 中国財務局長に提出
四半期報告書	第44期 第2四半期	自 至	平成27年4月1日 平成27年6月30日	平成27年8月10日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成27年3月27日

タツモ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越智 慶太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 昇	印

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタツモ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社の平成26年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度まで3期連続の営業損失を計上し、当連結会計年度においても、1,537,427千円の営業損失を計上しており、また、取引金融機関から返済条件の緩和を受けていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、タツモ株式会社の平成26年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、タツモ株式会社が平成26年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成27年3月27日

タツモ株式会社
取締役会 御中有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越智 慶太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 昇	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているタツモ株式会社の平成26年1月1日から平成26年12月31日までの第43期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タツモ株式会社の平成26年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前事業年度まで2期連続の営業損失を計上し、当事業年度においても、1,158,403千円の営業損失を計上しており、また、取引金融機関から返済条件の緩和を受けていることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。

なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成27年8月6日

タツモ株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	越智 慶太	印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 昇	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているタツモ株式会社の平成27年1月1日から平成27年12月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成27年4月1日から平成27年6月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成27年1月1日から平成27年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、タツモ株式会社及び連結子会社の平成27年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

継続企業の前提に関する事項に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において4期連続で営業損失を計上しており、また、取引金融機関から返済条件の緩和を受けている。当第2四半期連結累計期間においては、営業利益317,832千円及び四半期純利益267,843千円を計上しているが、引き続き取引金融機関から返済条件の緩和を受けていることから、現時点では、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在している。

会社の対応策については、効果が現れるまで時間のかかるものもあり、今後の経済並びに金融環境の急激な変化によっては、計画通りの効果が出ない、あるいは計画通りに進捗しない可能性があり、現時点では、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表には反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。